

日野浦基金助成金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人鶴居村社会福祉協議会基金規程における、日野浦基金（以下、「基金」という）の目的である地域福祉の活性化を図るため、村内で活動する団体及び社協事業への助成金の交付に関して必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 この助成金は鶴居村内で活動する団体及び住民組織が行う次に掲げる活動を実施するために必要な経費を基金の範囲内で交付するものとする。

- (1) 子どもから高齢者世代を対象に、無料又は材料費の実費程度の額により、栄養バランスの取れた食事を提供し子ども同士や世代間の交流ができる活動。
- (2) 健康促進の為に、村内に住む方たちが気軽に参加できるイベントの企画及び実施をする活動
- (3) その他、地域住民が多世代に渡り交流できうる取組みを定期的を実施する活動

2 次の各号に該当する活動の場合は助成金の対象としない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 他団体や個人への助成活動
- (3) 宗教的又は政治的宣伝意図を有する活動
- (4) 公序良俗に反する活動
- (5) その他、会長が別に定める活動

(助成金の額)

第3条 助成金の額は年間を通して10万円を上限とし、理事会の審査にて助成額を決定する。

2 助成の対象となる活動期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの一会計年度とする。

(申請書)

第4条 助成金の交付の申請を行う助成対象団体は、活動に関する別に定める助成金申請書を本会会長宛に提出するものとする。

2 前項の申請書の提出時期については企画を実施する予定の年度の前年12月1日から12月末までとする。

(交付決定及び通知)

第5条 会長は、前条1項の申請について、理事会での審査・承認及び評議員会の議決を経たのち、交付が決定した旨及び交付額を決定した団体（以下、「助成活動団体」という）に通知するものとする。

2 助成金の交付は助成金交付決定通知日から概ね10日以内に助成活動団体に振込むことにより行うものとする。

3 会長は、前条の申請について理事会での承認または評議員会での議決が得られなかった場合、当該助成対象団体に対し別に定める却下通知書により通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条の規定による通知を受領した助成活動団体は当該通知に係る助成金の交付の内容に不服がある時は、通知を受領した日から10日以内に別に定める助成金交付申請取下書により申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、助成活動団体の自己都合により取下げる場合は、その原因となる事実が発生した後、速やかに行わなければならない。

3 前2項の規定による申請の取下げがあった時本会は、当該申請に係る助成金交付の決定をなかつたものとみなす。

(事情変更による決定取消等)

第7条 会長は、助成金交付の決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消し、またはその決定の内容もしくはこれに付した条件を変更する事ができる。ただし、助成活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 会長が前項の規定により助成活動の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により助成活動の全部または一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

(助成金交付の条件)

第8条 会長は、助成金の交付の決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

2 助成金の交付の決定に付する条件は、公正なものとし、助成金の交付の目的を達成するため必要な限度を超えて不当に助成活動団体に対し干渉をするようなものであってはならない。

(助成金変更交付申請)

第9条 助成活動団体が助成活動の事業企画書の内容及び経費の変更をしようとするときは、あらかじめ別に定める変更交付申請書を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、既に交付決定受けている助成額を減額する場合のみ行うことができる。

2 会長は、前項の規定による変更交付申請書を承認した場合、助成活動団体に対し、不要となった助成金額の返還を求めるものとし、変更決定した旨及び変更後の助成金額、返還額を通知するものとする。

(助成金の使用制限)

第 10 条 助成活動団体は、助成金を助成活動に直接必要な経費のみに使用しなければならない。

2 会長は、前項に掲げる使用制限に違反があった場合は助成金の取消または返還を求めることができる。

(状況報告)

第 11 条 助成活動団体は、助成活動の遂行及び収支状況について会長の要求があったときは、速やかにその状況を会長に報告しなければならない。

(助成活動の遅延等)

第 12 条 助成活動団体は、助成活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合または遂行が困難となった場合においては速やかに会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 助成活動団体は助成活動が完了したときは、その日から 30 日を経過または翌年度 4 月 10 日までのいずれか早い日までに別に定める助成活動実績報告書及び事業内容、収支報告書を会長に提出しなければならない。また、領収書等の写しを添付するものとする。

2 会長は助成活動実績報告書を精査し、不要の額が生じている場合は助成活動団体に返還を求めるものとする。

(助成金振込口座について)

第 14 条 助成活動団体への助成金の振込みについては釧路丹頂農業協同組合（本所・幌呂支所）の口座のみとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第 15 条 会長は、助成活動団体が次の各号に該当する場合、助成金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 助成金の交付申請に虚偽または不正の事実があった場合

(2) 助成金が活動以外の用途に使用された場合

(3) 助成活動団体が活動に関して、不正、不適當な行為をした場合

(4) 助成活動が交付の決定の内容またはこれに付した条件に違反していると認められる場合

(5) 交付決定後生じた事情の変更等により、助成活動の全部または一部を継続する必要がなくなった場合

(6) その他この要綱に定めるところに違反したと認められる場合

2 会長は前項による取り消しをした場合は、別に定める助成金交付決定取消通知書により、助成活動団体へ通知するものとし、ただちに助成金の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成31年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は令和2年9月24日より適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より適用する。